

News letter



2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪など召されませぬようご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆令和7年分の所得税 確定申告の変更点
- ◆退職手当等に係る税の徴収と改正
- ◆通勤災害の“誤りやすい事例”
- ◆2025年の産業別1人平均賃金改定額

令和7年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和7年分の確定申告での主な変更点をご紹介します。

基礎控除等の改正と 確定申告

令和7年分では、令和7年度税制改正により見直された次の項目に注意します。

基礎控除	①合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が10万円引き上げられて58万円に ②居住者は特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大37万円を加算
給与所得控除	最低保障額を10万円引き上げたことにより年収190万円以下まで65万円控除に
特定親族特別控除	居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じて最大63万円を控除
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引き上げ

様式としては、申告書の第一表や第二表に次の記載項目が追加されています。

○ 第一表（所得から差し引かれる金額 一部抜粋）

扶養控除	区分	23					0000
特定親族特別控除	区分	24					0000
基礎控除	25						0000

○ 第二表（配偶者や親族に関する事項 一部抜粋）

障害者	国外居住	特親	住宅	住民税	その他		
障	特障	国外	年調	特例	同一	別居	
障	特障		年調	特例	16	別居	
障	特障		年調	特例	16	別居	

画像の出典:国税庁HP「申告書第一表・第二表【令和7年分用】」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r07/01.pdf> 一部抜粋・編集

なお、主に超富裕層を対象としたミニマムタックスは、令和7年分からの開始です。

マイナポータル連携の対象追加

令和8年1月以降、新たに次の調書等がマイナポータル連携の対象となりました。

項目	対象先
生命保険契約等の ● 一時金の支払調書 ● 年金の支払調書	● 住友生命保険相互会社 ● SOMPOひまわり生命保険株式会社 ● 第一生命保険株式会社 ● 日本生命保険相互会社 ● 明治安田生命保険相互会社
損害保険契約等の ● 満期返戻金等の支払調書 ● 年金の支払調書	● 東京海上日動火災保険株式会社
● ふるさと納税以外の寄附金	● 特定非営利活動法人 国連 UNHCR協会 ● 特定非営利活動法人 国境なき医師団日本 ● 公益財団法人 日本ユニセフ協会

利用には、事前の連携手続が必要です。

なお、マイナポータル連携にマイナンバーカードを利用する際には、電子証明書等の有効期限にご注意ください。

法定申告・納期限等

令和7年分の法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
消費税 [※]	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

(※) 地方消費税含む。課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた期限等あり。(参考) 令和7年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和8年6月30日(火)です。

退職手当等に係る税の徴収と改正

退職手当等について税の徴収を行う際の税額計算と、その計算に用いる書類等に関する改正は、令和8年1月1日からのスタートとなります。ここでは、主な改正の概要を整理します。

退職手当等に係る税の徴収

退職金など退職手当等を支払うときに、支払う者は所得税（復興特別所得税を含む）や住民税を徴収し、原則、翌月10日までに納める必要があります。

この徴収を行う際、退職手当等を受け取る者から「退職所得の受給に関する申告書 兼退職所得申告書（以下、退職受給申告書）」の提出がある場合には、これを基に税額を計算します。提出がなければ、支給額に対してそれぞれ一律の税率を乗じて計算します。

改正の概要

(1) 老齢一時金に関する調整計算

退職手当等を受け取る年の前年以前4年内に他の退職手当等を受け取っていて勤続期間が重複している場合は、その重複分を調整し、課税の公平性を確保しています。

今回の改正では、定年の引き上げなどにより、退職手当等の受給年齢が65歳以降になるケースが増えることを想定し、令和8年1月1日以後に老齢一時金（確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金）を受け取り、その後老齢一時金以外の退職手当等を受け取った場合について、重複分の調整の対象となる退職手当等は、「その退職手当等を受け取る**年の前年以前9年内**に受け取ったもの」となりました。

(2) 退職受給申告書の改正

(1)の改正に伴い、退職受給申告書の様式が改正されました。

また、その退職手当等が老齢一時金に該当する場合、退職受給申告書の保存期間が「7年」から「10年」に延長されています。

これらの改正は、令和8年1月1日以後に受け取る退職手当等に関して提出される、退職受給申告書に適用されます。

(3) 源泉徴収票・特別徴収票の改正

① 提出範囲の拡大

生涯において複数の退職手当等を受け取る者が増えている状況などを踏まえ、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下、源泉徴収票等）の提出範囲が、次のとおり拡大されました。

改正前	改正後
法人の役員等	居住者すべて

② 様式等の見直し

退職手当等の種類が多様化しているため、源泉徴収票等の様式および記載方法が見直されました。

これらの改正は、令和8年1月1日以後支払分の源泉徴収票等から適用されます。ただし、当分の間、旧様式に新様式の内容を記載すれば新様式として扱われます。なお、令和8年度税制改正大綱には、eLTAXが整備されるまでの間、市町村長への提出を省略できることが盛り込まれています。

通勤災害の“誤りやすい事例”

従業員が通勤中にケガ等をするを「通勤災害」といいます。通勤災害も労災保険の対象で、給付が受けられます。ただし、通勤途中で寄り道や通勤とは関係のない行動をすると、原則として給付が受けられません。ここでは“誤りやすい事例”を通じて、通勤災害のポイントを解説します。

通勤経路からの逸脱・中断に注意

逸脱：通勤の途中で就業や通勤とは関係ない目的で合理的な経路を逸れること

中断：経路は逸れていなくても通勤と関係ないことを行うこと

これら「逸脱」または「中断」がある場合、その間やその後にケガ等をして、原則として通勤災害とは認められません。

【誤りやすい事例】

× 会社帰りに映画館に立ち寄り、映画鑑賞をした。その後、家に帰る途中でケガをしたため、通勤災害とした。

○ 映画を観に行くために通勤経路を逸れた時点で「逸脱」と「中断」となります。そのため、映画館内でのケガ等はもちろん、通勤経路に戻った後のケガ等も、通勤災害とは認められません。

ただし、日常生活上必要で、次のようなやむを得ない理由により、最小限の範囲で逸脱・中断した場合は、通勤経路に戻った後から、再び通勤として認められます。

- 日用品の購入
- 職業訓練などの受講
- 選挙の投票

- 通院
- 家族の介護（要介護状態にある配偶者、子ども、父母、孫、祖父母等の介護で、継続的または反復的に行っている場合）

この場合も、逸脱・中断中のケガ等は、通勤災害とは認められません。

【誤りやすい事例】

× 親の介護のため、週に3回、会社帰りに実家に立ち寄っている。介護が終わって家に帰る途中でケガをしたが、逸脱・中断しているため、通勤災害としなかった。

○ 実家でのケガは通勤災害には該当しませんが、介護を終えて通勤経路に戻った後のケガは、通勤災害として認められます。

副業・ダブルワークの場合は？

副業やダブルワークの場合、職場から職場への移動も「通勤」とみなされ、ケガ等をしたら通勤災害として認められます。

この場合、「向かっていた職場」での通勤災害となります。例えば、A社の職場での仕事を終え、副業先であるB社の職場に向かう途中でケガをした場合、B社の通勤災害として扱われます。

通勤災害かどうかの最終判断は、労働基準監督署長が行います。公的保険としては、通勤災害と認められた場合は労災保険、認められなかった場合は健康保険から給付を受けることになります。

2025年の産業別 1人平均賃金改定額

1月号では、産業別に2025年の賃金改定状況を紹介しました。今回は追加で発表された同じ調査の結果*から、産業別に1人平均賃金の改定額などをみていきます。

2025年の改定状況

上記調査結果によると、2025年の賃金改定状況では、1人平均賃金を引き上げた企業は調査結果全体の91.5%（前年は91.2%）で、多くの産業で80%以上となりました。反対に、1人平均賃金を引き下げた企業は全体の1.1%（同0.1%）でした。

改定額と改定率の状況

同調査結果から、主な産業別に1人平均賃金の引き上げ額などをまとめると、下表のとおりです。

2025年の引き上げ額では、調査産業計が13,914円で、前年より1,731円増加しました。産業別では、建設業が2万円を超えました。多くの産業で1万円を超えています。引き下げ額は、調査産業計が8,909円で前年より8,361円減少しました。

2025年の引き上げ率は調査産業計が4.5%で、前年より0.4ポイント増加しました。産業別では建設業が5.9%で最も高く、4%以上の産業が多い状況です。

2026年の賃金改定では、どのくらいの金額が変化するでしょうか。

主な産業別1人平均賃金の改定額および改定率（円、%）

	引き上げ額		引き下げ額		引き上げ率		引き下げ率	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
調査産業計	12,183	13,914	-17,270	-8,909	4.1	4.5	-4.3	-3.5
建設業	15,386	20,724	-	-	4.4	5.9	-	-
製造業	13,304	15,991	-	-	4.5	5.2	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	14,619	19,611	-	-	4.3	5.3	-	-
情報通信業	15,485	14,285	-23,104	-	4.4	4.0	-5.3	-
運輸業、郵便業	9,720	11,480	-	-10,771	3.4	4.0	-	-3.9
卸売業、小売業	11,958	12,620	-	-8,280	4.4	4.3	-	-3.5
金融業、保険業	15,465	17,567	-	-	4.6	4.1	-	-
不動産業物品賃貸業	12,775	14,368	-	-	4.1	4.5	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	14,814	15,072	-	-	4.4	3.9	-	-
宿泊業、飲食サービス業	10,386	10,934	-14,923	-1,440	4.0	3.9	-3.9	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	9,146	8,264	-	-6,723	3.5	3.1	-	-1.8
教育、学習支援業	7,653	10,146	-1,326	-3,500	2.9	3.5	-0.7	-1.0
サービス業（他に分類されないもの）	7,526	8,897	-	-	3.3	3.5	-	-

厚生労働省「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

*厚生労働省「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査」

常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業3,643社を対象に、2025年7月～8月に行われた調査です。有効回答率は50.7%でした。ここでの1人平均賃金は、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1ヶ月1人当たりの平均額です。詳細は次のURLのページの1a-3a-1表から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001231247&cycle=0>

産業別にみる 正社員の年間教育訓練時間

従業員への教育訓練は、スキルの向上や業務効率化を促進し、組織全体の競争力を高める効果があります。ここでは産業別のOFF-JT（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）や、社外で実施する教育訓練）の受講時間に関するデータをご紹介します。

OFF-JTの受講状況

厚生労働省が毎年実施している調査の最新結果※によると、2023年度にOFF-JTを受講した正社員の割合は44.6%で、50%を下回りました。主な産業別の割合は、おおむね30～60%の範囲となっています。

OFF-JTの受講時間

次に同調査結果から、主な産業別に2023年度のOFF-JTを受講した正社員の受講時間別割合をまとめると、下表のとおりです。

どの産業も10時間未満の割合が最も高く、中には50%を超える産業もみられます。

平均延べ受講時間は、全体では23.2時間でした。産業別では20時間台が多いものの、20時間を下回る産業や30時間を超える産業もあり、OFF-JTの受講時間に差が出ています。

企業を取り巻く環境の変化によって、従業員の教育訓練時間が減っている企業もあるでしょう。短時間で効果的な教育訓練ができるような、効率的な取組が必要になってくると思われるます。

OFF-JTを受講した正社員の延べ受講時間別割合（%）

	10時間未満	10～15時間未満	15～20時間未満	20～30時間未満	30～50時間未満	50時間以上	平均延べ受講時間（推計）
全体	45.1	15.0	10.5	9.8	8.1	11.3	23.2
建設業	33.0	15.7	12.9	13.8	10.0	14.6	28.8
製造業	42.0	17.1	9.8	11.3	8.1	11.6	23.4
電気・ガス・熱供給・水道業	46.6	16.0	9.9	7.8	8.3	11.5	23.1
情報通信業	43.3	18.6	8.6	6.7	8.6	14.1	26.3
運輸業、郵便業	44.7	18.1	10.3	9.2	8.1	8.9	22.0
卸売業、小売業	48.8	13.5	11.1	7.5	8.0	11.1	22.0
金融業、保険業	44.1	4.0	8.3	15.7	8.3	17.8	30.4
不動産業、物品賃貸業	49.2	18.9	14.3	4.0	8.0	5.6	17.4
学術研究、専門・技術サービス業	38.0	17.0	9.0	14.0	9.6	12.5	26.0
宿泊業、飲食サービス業	59.4	9.1	12.9	3.0	7.1	8.5	16.8
生活関連サービス業、娯楽業	39.6	12.2	8.1	9.3	15.5	15.3	30.2
教育、学習支援業	37.7	25.5	7.5	5.9	11.5	12.0	23.4
サービス業（他に分類されないもの）	55.1	9.6	14.5	8.8	4.7	7.3	18.3

厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」より作成

※厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」

常用労働者30人以上の民営事業所から抽出した7,218事業所や、その事業所に勤める常用労働者から抽出した者などを対象に、2024年10月1日時点の状況について、年間の取組は2023年度の1年間の状況について行った調査です。発表は2025年6月です。ここでの数値は時間が不明とした割合を除いています。詳細は次のURLのページの第3表から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001229427&cycle=8&year=20241>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 所得税の確定申告の受付開始



令和7年分の所得税の確定申告の受付は、3月16日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月23日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月30日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、必要に応じて寮や社宅の手配、制服などの準備も行っておきましょう。

07 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	先勝	
2	月	友引	●贈与税の申告の提出・納付（～3月16日）
3	火	先負	
4	水	仏滅	立春
5	木	大安	
6	金	赤口	
7	土	先勝	
8	日	友引	
9	月	先負	
10	火	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（1月分）
11	水	大安	建国記念の日
12	木	赤口	
13	金	先勝	
14	土	友引	
15	日	先負	
16	月	仏滅	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分 ※口座振替を利用する場合） ●所得税確定申告の受付開始（～3月16日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月16日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月16日 ※現金納付の場合）
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	雨水
20	金	仏滅	
21	土	大安	
22	日	赤口	
23	月	先勝	天皇誕生日
24	火	友引	
25	水	先負	
26	木	仏滅	
27	金	大安	
28	土	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分）（3月2日期限） ●じん肺健康管理実施状況報告の提出期限（3月2日期限） ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで